

河北郡内灘町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、**令和 5 年度**の固定資産税評価額に乗ずる倍率となりますのでご注意ください。

（注）これにより求められた相続税評価額は、令和 7 年分の相続税評価額となります。

令和 7 年分の相続税評価額

= 令和 5 年度の固定資産税評価額 × 評価倍率

市区町村名：河北郡内灘町

金沢税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
あ	アカシア１・２丁目	全域	—	路線	—	—	—	—	—	—
	旭ヶ丘	全域	—	路線	市比準	市比準	—	—	—	—
お	大根布	農業振興地域内の農用地区域	—	純	11純	14	—	—	—	—
		上記以外の地域	40	1.1	中	12中	28純	8.4純	8.4	—
	大根布１～９丁目	全域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—
こ	向陽台１・２丁目	全域	—	路線	—	—	市比準	市比準	—	—
	湖西	全域	30	1.1	純	4.9純	5.8	—	—	—
し	白帆台１・２丁目	全域	40	1.2	—	—	—	—	—	—
た	大学１・２丁目	全域	—	路線	—	—	—	—	—	—
	大清台	全域	—	路線	—	—	—	—	—	—
ち	千鳥台１～５丁目	全域	—	路線	—	—	—	—	—	—
つ	鶴ヶ丘１～５丁目	全域	—	路線	—	—	—	—	—	—
に	西荒屋	イ、ち、と、ニ、ハ、ホ、リ、ロ、わ、か								
		１ 農業振興地域内の農用地区域	—	純	5.7純	9.1	—	—	—	—
		２ 上記以外の地域	30	0.9	中	11中	21純	8.0純	8.0	—
		へ１－１～１－１１０番								
		１ 農業振興地域内の農用地区域	—	純	5.7純	9.1	—	—	—	—
		２ 上記以外の地域	30	0.9	中	11中	21純	8.0純	8.0	—
		上記以外の地域								
		１ 農業振興地域内の農用地区域	—	純	5.7純	9.6	—	—	—	—
		２ 上記以外の地域	30	0.9	中	11中	21純	8.0純	8.0	—
は	ハマナス１・２丁目	全域	—	路線	—	—	—	—	—	—
み	緑台１・２丁目	全域	—	路線	—	—	—	—	—	—
	宮坂	５字、ぬ								
		１ 農業振興地域内の農用地区域	—	純	5.9純	9.9	—	—	—	—
		２ 上記以外の地域	30	0.9	中	13中	21純	8.0純	8.0	—
		上記以外の地域								
		１ 農業振興地域内の農用地区域	—	純	5.9純	9.4	—	—	—	—

（注） 本町の評価倍率については、令和７年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和５年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和７年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和５年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：河北郡内灘町

金沢税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乘ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
み	宮坂	2 上記以外の地域	30	0.9	中 13	中 21	純 8.0	純 8.0		
む	向栗崎	市街化区域	—	路線	—	—	—	—		
		市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 6.4	純 20	—	—		
		2 上記以外の地域	30	1.1	中 15	中 22	純 8.4	純 8.4		
	向栗崎 1～5 丁目	全域	—	路線	—	—	—	—		
	室	ぬ、る								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 5.7	純 9.2	—	—		
		2 上記以外の地域	30	0.9	中 11	中 17	純 8.0	純 8.0		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 5.7	純 8.7	—	—		
		2 上記以外の地域	30	0.9	中 11	中 17	純 8.0	純 8.0		

（注） 本町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乘ずる倍率ではなく、令和 5 年度の固定資産税評価額に乘ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。